



# 宮 崎 県 公 報

平成24年11月1日(木曜日) 第 2434 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

告 示	頁
○民有林の保安林の指定 (5 件) …………… (自然環境課) 1	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知…………… ( “ ” ) 2	
○道路の区域の変更 (4 件) …………… (道路保全課) 2	

○道路の供用の開始…………… (道路保全課) 3	
公 告	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市 町村の意見 (3 件) …………… (商業支援課) 3	
○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 4	
○落札者等の公告…………… 4	

## 告 示

### 宮崎県告示第 763号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成24年11月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町郷之原字寺之下甲3199 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 764号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成24年11月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字月輪6507-5 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 765号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成24年11月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字奈留字鍛冶屋園5585-15・5633-2 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 766号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成24年11月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字大平字柿ノ木谷2012-42 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 767号**

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成24年11月 1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字大納字西野 485・485-乙・492・493-イ (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、493-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 768号**

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第33条の2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年11月 1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 串間市大字崎田字永田3234-1
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。  
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 769号**

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年11月 1日から平成24年11月15日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月 1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 218号	延岡市高野町76番2地先から同市同町35番25地先まで	旧	48.2~91.7	98.5
				新	45.6~85.6	98.5

**宮崎県告示第 770号**

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年11月 1日から平成24年11月15日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月 1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 269号	宮崎市古城町後藤寺迫6376番24地先から同市大字恒久字野中6063番2地先まで	旧	34.9~113.0	619.0
				新	26.5~68.7	619.0

**宮崎県告示第 771号**

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年11月 1日から平成24年11月15日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月 1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
3	県道	日南志布志線	串間市大字一氏字大塚原2729番10地先から同市同大字同	旧	18.6~33.2	102.7
				新	18.6~30.2	102.7

字2729番 9  
地先まで

## 宮崎県告示第 772号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年11月 1 日から平成24年11月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
105	県道	馬渡大 川原線	都城市夏尾 町7163番20 地先から同 市同町7163 番 9 地先ま で	旧	5.8 ～ 9.4	30.0
				新	28.0～ 48.2	30.0

## 宮崎県告示第 773号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年11月 1 日から平成24年11月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
105	県道	馬渡大 川原線	都城市夏尾 町7163番20 地先から同 市同町7163 番 9 地先ま で	平成24年11月 1 日

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、日南市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ベスト電器 B・B New 日南店  
日南市瀬貝二丁目 6 - 1
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第 6 条第 1 項の規定による届出

大規模小売店舗の名称の変更  
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更

平成24年 8 月30日

- 意見の概要  
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

## (2) 期間

平成24年11月 1 日から平成24年12月 3 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、日南市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス日南油津店  
日南市瀬貝三丁目 5 番 1 外
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第 6 条第 1 項の規定による届出  
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更  
平成24年 8 月30日
- 意見の概要  
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

## (2) 期間

平成24年11月 1 日から平成24年12月 3 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、串間市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス串間店  
串間市大字西方6809番 2 外
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第 6 条第 1 項の規定による届出  
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名の変更  
平成24年 8 月30日
- 意見の概要  
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

## (2) 期間

平成24年11月1日から平成24年12月3日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、九州防衛局長から次のとおり通知があった。

平成24年11月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 作業の種類

公共測量（3級基準点測量外）

## 2 作業期間

平成24年10月5日から平成24年11月30日まで

## 3 作業地域

新富町

**落札者等の公告**

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成24年11月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 落札に係る調達件名及び数量

I T推進校教育用コンピュータ賃貸借 一式

## 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県教育庁財務福利課 宮崎市橘通東1丁目9番10号

## 3 落札者を決定した日

平成24年8月23日

## 4 落札者の氏名及び住所

(1) 富士電機 I Tソリューション株式会社宮崎支店 宮崎県宮崎

市江平西1丁目3番6号

(2) 富士通リース株式会社九州支店 福岡県福岡市博多区東比恵

三丁目1番2号

## 5 落札金額

93,958,200円

## 6 一般競争入札の公告を行った日

平成24年7月12日